

## 1977年をふり返って

長く重苦しい不況下での一年間でしたが、本町での5つの出来事をつづつて、ことしを締めくくってみました。くる年に大きな希望を抱いて。

- ① 藤田新町政スタート (2月18日)
- ② 秋穂地区漁業協同組合の魚市場完成 (3月31日)
- ③ 東幼稚園園児待望の園舎完成 (3月23日)
- ④ 21年に一度の六角堂「観世音菩薩」ご開扉 (3月27日)
- ⑤ 初めての夏の成人式 (8月15日)



# 第2回町議会定例会

## 51年度決算など認定

第二回町議会定例会は十月十三日に開会し、二十六日までの十四日間の会期で開催されました。

今定例会には、五十一年度一般会計歳入歳出決算の認定など十七議案を提出し、審議の結果第三十八号、第四十五号、第四十六号議案は十月十三日に、第三十九号が継続審議になった外は全て、二十六日に可決され、同日閉会しました。

議案と概要は次の通り

### 議案第三十一号

〔昭和五十一年度秋穂町一般会計歳入歳出決算の認定について〕

五千円を追加し総額十億三千五百四十一万五千円とするもので、原案通り可決されました。

### 議案第三十二号

〔昭和五十一年度秋穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について〕

主な事業費は、▽ゴミ埋立地の覆土用ショベル購入三百万円▽老朽ため池整備（人形池、北原池）四百二十万円▽浜内塩田跡地の排水溝八百七十二万円▽県道改修負担（筥倉地区の改修、県道の舗装など）三百万円▽中学校火災報知設備二百九十四万一千円▽町設グラウンド便所の新設、修理百三十万円などです。

### 議案第三十三号

〔昭和五十一年度秋穂町国民宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について〕

〔昭和五十二年秋穂町国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算（第一号）について〕

### 議案第三十四号

〔昭和五十一年度秋穂町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について〕

〔昭和五十二年秋穂町国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算（第一号）について〕

### 議案第三十五号

〔昭和五十一年度秋穂町一般会計歳入歳出補正予算（第二号）について〕

歳入歳出それぞれ四千三百九十六万四千円を追加し、総額三億二千五百四十八万八千円とするもので、原案通り可決されました。

### 議案第三十六号

〔昭和五十二年秋穂町一般会計歳入歳出とも四千八百七十四万

歳入面では五十一年度の繰越金五千百一十二千円を計上した反面、一般会計繰入金五百万円を減額し

ています。

歳出面では一部を保険給付費などに追加補正したほかは四千七百七十六千円を予備費に計上しています。

### 議案第三十七号

〔昭和五十二年秋穂町国民宿舎特別会計歳入歳出補正予算（第一号）について〕

〔昭和五十二年秋穂町国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算（第一号）について〕

### 議案第三十八号

〔秋穂町教育委員会委員の任命について〕

岡田圭治氏（五五）を任命することに同意可決されました。

### 議案第三十九号

〔議会の議決に付すべき契約に関する条例の一部を改正する条例〕

予定価格が一千万円以上の工事または製造の請負については議会の議決を得ることが必要で、この予定価格を三千万円に改めるものです。本議案は継続審議となりました。

### 議案第四十号

〔秋穂町国民健康保険条例の一部を改正する条例〕

国民健康保険給付の現行助産費四万円を六万円に、同育児手当五百円を千円に、同葬祭費五千円を一万円にそれぞれ引き上げ、助産費と葬祭費は十月一日から、育児手当は十月一日以降の出生児から適用するもので、原案通り可決されました。

### 議案第四十一号

〔秋穂町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例〕

町職員等の旅費条例の車賃・宿泊費などが現実にそわなくなったことにより一部改正を行ったもので、一部修正の上可決されました。

### 議案第四十二号

〔秋穂町火災予防条例の一部を改正する条例〕

これは消防法の定めるところにより、秋穂町での火災予防上必要な事項を町条例で定めています。この度の改正は、地震発生時における出火防止上の規制など、火災予防を重点としたもので、原案通り可決されました。

### 議案第四十三号

〔町道路線の認定について〕

県道山口秋穂線の接点から町道天田釈加ノ本線接点までの西天田線・延長一七・九〇メートルを新しく町道に編入するもので、原案通り可決されました。

### 議案第四十四号

〔町道路線の廃止について〕

金山令線の町道中野峠丸尾線接点から町道磯地線接点までの総延長二、〇九七メートルのうち、六一メートルを町道から外すもので、原案通り可決されました。

### 議案第四十五号

〔公有水面埋立てに伴うあらたに生じた土地の確認について〕

浦漁港の埋め立てによつて漁港施設用地など、合わせて一、六〇五・三七平方メートルの土地が生じ、昨年十二月三日竣工認可を受けていますが、新たに生じたこの土地を町有地として確認を受けるもので、原案通り可決されました。

### 議案第四十六号

〔字の区域の変更について〕

前四十五号議案の土地を編入する字の名称を、秋穂町東字藤田新町とするもので、原案通り可決されました。

### 議案第四十七号

〔秋穂町監査委員の選任について〕

山本定市氏（七二）が選任され、同意可決されました。

# 町民意識調査のまとめ

町民の皆さんが町の施設整備について、どのような施設を要望されているかを調査し、今後の行政に役だてるため町民意識調査を行いました。その集計結果がまとまりましたのでお知らせいたします。集計は、得票の多い順に順位をつけて10位までを取り上げまし

た。  
 調査対象 32部落 2,376世帯全戸  
 調査方法 各区長に配布、回収を依頼  
 調査日 10月18日から10月29日まで  
 回収日 10月31日  
 回収率 81.2% (1,930枚)

## 要望多い、し尿・下水路整備

### (総計表)

順位	施策	票数	%
1	し尿処理場の新設	667	38.0
2	下水路の整備	581	33.1
3	町道の整備	546	31.1
4	防犯灯の整備	482	27.5
5	県道の整備	468	26.7
6	健康管理センターの新設	446	25.4
7	道路照明灯の整備	419	23.9
8	一般農道の整備	413	23.5
9	下水処理場(公共下水)の新設	381	21.7
10	自然公園の設置	353	20.1

### (3) 商業

順位	施策	票数	%
1	し尿処理場の新設	58	53.7
2	県道の整備	37	34.3
3	下水路の整備	36	33.3
4	道路照明灯の整備	30	27.8
4	防犯灯の整備	30	27.8
6	町道の整備	28	25.9
7	緊急通報器の設置	27	25.0
7	自然公園の設置	27	25.0
9	下水処理場(公共下水道)の新設	26	24.1
10	駐車場の新設	25	23.1

### (職業別集計)

#### (1) 農林業

順位	施策	票数	%
1	一般農道の整備	223	50.7
2	町道の整備	182	41.4
3	用・排水路の整備	167	36.8
4	県道の整備	136	30.9
5	し尿処理場の新設	129	29.3
6	下水路の整備	125	28.4
7	健康管理センターの新設	120	27.3
8	防犯灯の整備	104	23.6
9	ため池の整備	98	22.3
10	小売市場の新設	86	19.5

### (4) 製造業

順位	施策	票数	%
1	し尿処理場の新設	12	44.4
2	県道の整備	8	29.6
3	下水処理場(公共下水道)の新設	7	25.9
3	下水路の整備	7	25.9
3	防犯灯の整備	7	25.9
3	総合運動場の新設	7	25.9
7	町道の整備	6	22.2
7	緊急通報器の設置	6	22.2
9	自転車道の新設	5	18.5
9	ガードレールその他交通安全施設の整備	5	18.5
9	消火栓の設置	5	18.5
9	産業道路の新設	5	18.5
9	中学校の改築	5	18.5

#### (2) 水産業

順位	施策	票数	%
1	漁港の整備	64	51.2
2	港湾の整備	45	36.0
3	大型漁礁の設置	44	35.2
4	し尿処理場の新設	43	34.4
5	下水路の整備	36	28.8
6	防波堤(護岸)の整備	35	28.0
6	防犯灯の整備	35	28.0
8	町道の整備	34	27.2
9	道路照明灯の整備	32	25.6
10	歩道の整備	29	23.2

### (5) その他

順位	施策	票数	%
1	し尿処理場の新設	425	40.2
2	下水路の整備	377	35.7
3	防犯灯の整備	306	28.9
4	町道の整備	296	28.0
5	健康管理センターの新設	274	25.9
6	道路照明灯の整備	270	25.5
7	県道の整備	262	24.8
8	下水処理場(公共下水道)の新設	250	23.7
9	自然公園の設置	227	21.5
10	自転車道の新設	223	21.1

### 歳末を無事故で 明るくお正月を

12月10日から特別  
警戒取り締まり

年末・年始の事故を無くして、明るいお正月を過ごすため、十二月十日から来年一月十日までの一ヶ月間「年末・年始特別警戒取り締まり」が行われます。ひったくりや交通事故が多くなるのもこの時期です。お互いに気をつけましょう。

- ◆ 金融機関・事務所・商店や各家庭への侵入盗を防ぐため
- ◆ 家を留守にしたり、休みの際は戸締まりを十分に、完全なかぎをかけましょう。
- ◆ 留守にするときは、隣近所に一声お願いしておきましょう。
- ◆ 多額な現金や不必要なお金は金融機関に預け、手元に置かない。
- ◆ 暴力団を恐れぬ。
- ◆ 暴力団に金を出さない。
- ◆ 暴力団を利用しない。
- ◆ 交通事故防止
- ◆ 「ゆつくり歩ろう運動」で事故を防ぎましょう。
- ◆ 「飲酒運転」は絶対にしてはい。

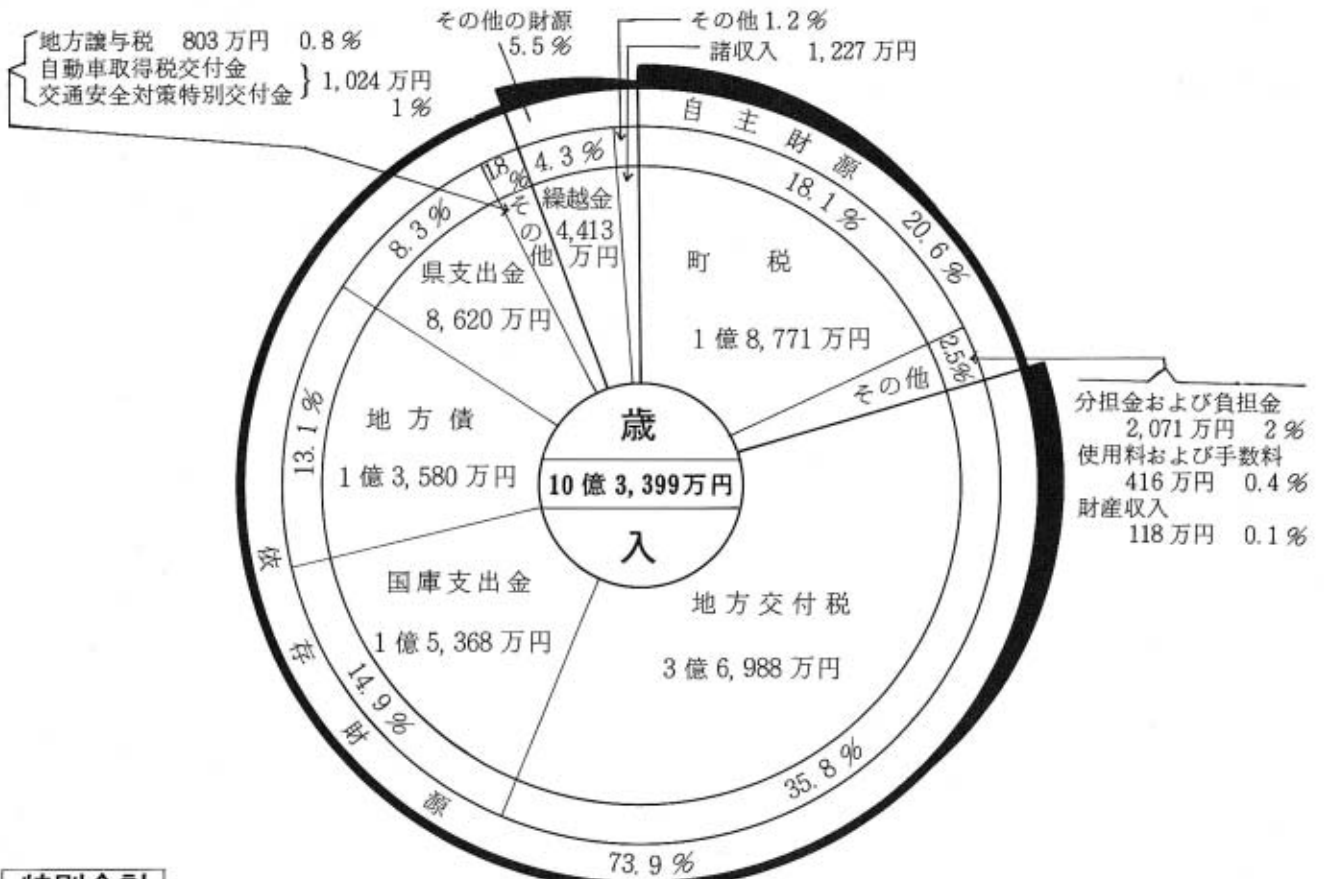
# 昭和51年度決算の公表

一般会計で使ったお金は **9億7,075万9,528円**

昭和51年度の秋穂町一般会計および特別会計の決算が、10月26日の定例町議会で認定されました。

一般会計の決算額は、歳入総額10億3,398万7,586円、歳出総額9億7,075万9,528円、差し引き52年度への繰越金は6,322万8,058円となりました。これらの額を前年度と比較してみると、歳入において10.1%、歳出においても8.4%の伸びとなっています。

**一般会計 歳入 総額 10億3,399万円** (千円以下4捨5入)



**特別会計** (千円以下4捨5入)

会計別	歳入総額	歳出総額	差引額
国民健康保険特別会計	2億7,652万円	2億2,551万円	5,101万円
国民宿舎特別会計	1億1,822万円	1億102万円	1,720万円
交通災害共済事業特別会計	692万円	337万円	355万円

(町税の内訳)

町民税	1億325万円	10%
固定資産税	5,046万円	4.9%
軽自動車税	592万円	0.6%
たばこ消費税	1,560万円	1.5%
電気税	666万円	0.6%
特別土地保有税	582万円	0.5%

一般会計 歳出

総額 9億7,076万円の使いみち

(千円以下4捨5入)



農林水産業費

2億569万円

21.2%

- 水産業費 1億6,486万円 17.0%
- 農業費 3,293万円 3.4%
- 林業費 790万円 0.8%

- ▶漁業近代化・水銀等汚染・経営安定利子補給 1,030万円
- ▶活魚そう 833万円
- ▶耕うん整地 1,000万円
- ▶漁協合併・販売事業の統合 440万円
- ▶漁港整備 7,223万円
- ▶黒濁海岸保全整備 209m 5,200万円
- ▶農業近代化資金利子補給 253万円
- ▶農道・水路整備 8件 328万円
- ▶施設園芸振興対策 271万円
- ▶野菜価格安定対策 63万円
- ▶松くい虫防除 373万円



総務費

1億8,190万円

18.7%

- 総務管理費 1億2,565万円 12.9%
- 徴税費 3,576万円 3.7%
- 監査委員費 225万円 0.2%

- ▶庁舎建設 964万円
- ▶町広報・町勢一覧 169万円
- ▶町航空写真図化 295万円
- ▶交通安全施設 84万円
- 戸籍住民基本台帳費 979万円 1.0%
- 選挙費 804万円 0.8%
- 統計調査費 41万円 0.1%



民生費

1億6,284万円

16.8%

- 社会福祉費 8,340万円 8.6%
- 児童福祉費 7,944万円 8.2%

- ▶社協ほか福祉団体援助 1,008万円
- ▶町単独高齢者福祉年金 34万円
- ▶老人医療費 3,487万円
- ▶保育所 5,653万円
- ▶児童館 547万円
- ▶私立保育園助成93万円
- ▶児童手当993万円
- ▶母親クラブ50万円

教育費

1億6,284万円

16.8%

- 幼稚園費 4,958万円 5.1%
- 小学校費 2,492万円 2.6%
- 中学校費 2,111万円 2.2%

- ▶国舎建設 4,389万円
- 社会教育費 2,429万円 2.5%
- 保健体育費 2,406万円 2.5%
- 教育総務費 1,880万円 1.9%
- 教育諸費 8万円



土木費

1億1,904万円

12.3%

- 道路橋りょう費 6,829万円 7.1%
- 港湾費 2,713万円 2.8%
- 土木管理費 2,354万円 2.4%

- ▶日地中線暗きよ84m 905万円
- ▶遍明院峠歩道 275m 633万円
- ▶黒濁地区海岸進入路160m 432万円
- ▶天田地区道路171.5m 385万円
- ▶大蔵池道路改良54m 315万円
- ▶大の切暗きよ45.5m 305万円
- ▶天神町道路外9線の補修 1,156万円
- ▶秋穂港堤防補強146m 2,700万円
- 住宅費 8万円

公債費 5,959万円 6.1%

議会費 2,721万円 2.8%

商工費 494万円 0.5%



衛生費

2,945万円

3.0%

- 保健衛生費 2,153万円 2.2%
- 清掃費 792万円 0.8%

- ▶各種予防接種 169万円
- ▶各種検診 126万円
- ▶環衛連活動助成 90万円

災害復旧費

875万円

0.9%

- 公共土木災害復旧費 628万円 0.6%
- 農林水産施設災害復旧費 168万円 0.2%
- 文教施設 79万円 0.1%

- ▶町道小浜線外3件 659万円
- ▶町道磯地線外1件 137万円
- ▶秋中屋体 79万円

消防費 821万円 0.9%

労働費 30万円

- ▶救急車出動 217万円
- ▶消火栓設置外 120万円

- ▶町中小企業労働者共済会 30万円

# みんなの健康



久保盛彦ちゃん(6カ月)

中津江 久保隆治さん長男

(写真提供)

## お子さんの写真を募集

町広報に載せるお子さんの写真を募集しています。  
白黒の写真を、企画室までお送りください。

## 12月の保健衛生行事表

日曜日	2	6	7	9	13	16	20
受付時間	10.00 ~ 15.00	成人病 婦人ガン検診	13:30 ~ 14:30	10.00 ~ 15.00	9:30 ~ 12:00	若妻学級	若妻学級
行事名	保健相談	保健相談	保健相談	保健相談	保健相談	保健相談	保健相談
場所	大海支所	農協 大海集荷所	中央公民館	役場談話室	中央公民館	中央公民館	中央公民館
対象	住民で希望者	希望者	住民で希望者	希望者	希望者	希望者	希望者

※ 三種混合予防接種は中止します。

## 年末年始 衛生業務のお知らせ

十二月下旬から一月上旬までの衛生業務を、次のように行います。間違いないようご協力をお願いします。

### ゴミ収集

#### 燃えるもの

◇十二月二十七日(火)までは、平常どおり定められた日に収集します。

◇十二月二十八日(水)は、町内全域を特別に収集します。

◇十二月二十九日(木)から一月四日(水)までは休みます。

◇一月五日(木)には、町全域を可燃物・不燃物を問わず収集します。

### 燃えないもの

十二月二十三日(金)までに、持ち出してください。

### 不用犬の引き取り

十二月二十二日(木)で終わり、一月十二日(木)から始めます。

### ゴミ処理専用袋の取り扱い

十二月二十七日まで行います。二十九日から一月四日まで取り

## 血液型判定の日程表

月日	曜日	対象部落	場所
12月1日	木	東・西天田、宮ノ且、児童館	東天田公民館
8日	木	中野	中野公民館
9日	金	黒湯南・北、秋穂全域	社会福祉協議会

扱いませんので、早めにお求めください。

### 火葬場の使用

火葬場使用の手続きは、年末・年始を問わず随時行います。



## 「私の健康法」募集

県環境衛生連合会では、県の後援を得て県民の健康増進運動を推進するため、次の要領で各人の体験にもとづいた健康法を募集します。

### 募集対象

県内に住居のある個人または団体

募集期間 五十二年十二月二十日まで。

### 応募方法

①体力(運動)、栄養(食物)、精神面などで自己の考案による健康方法を永年実行し、または他人に推奨して著しい効果をあげているもの。②①の健康方法などを四百字詰原稿用紙四枚以内に体験談を織りませ、具



体的に記入のこと。③原稿用紙の末尾に、住所、氏名、性、年齢、職業、電話番号を明記すること。  
提出先 山口市滝町一の一 山口県環境衛生課内(社) 山口県環境衛生連合会  
表彰 金賞(県知事賞)一点 銀賞(県議会議長賞、県衛生連会長賞) 三點 銅賞(県衛生部長賞) 若干とし、賞状と賞品を贈ります。  
その他 入選作品の著作権は本会に属し、各種広報資料へ掲載する。



教育委員会では、町立東幼稚園の五十三年度園児を、次の要領により募集します。

募集人員 四歳児 二十人

入園資格

(1)昭和四十八年四月二日から昭和四十九年四月一日までの間に出生した幼児。

(2)秋穂町内に住所を定める保護者と同居している幼児。

(3)安全かつ容易に通園できる幼児。

(4)保育に耐える程度に精神的・肉体的に健康な幼児。

受付期間 五十三年一月十一日から五十三年一月二十日まで。

### 園児募集

五十三年年度の保育所(園)入所申請書の受け付けを、次の要領で行いますので、入所を希望する児童の保護者は期間内に申請してください。

#### 定員

大海保育園 九十人

秋穂保育園 九十人

黒濁保育所 七十五人

秋穂児童館 五十人

入所資格

いろいろな理由で保育に欠ける幼児

受付期間

大海側

五十三年一月十一日(水)から一

応募方法 入園を希望する幼児の保護者は、教育委員会および大海支所に備え付けの入園願書を、教育委員会または大海支所へ提出してください。

選考 応募者が定員を超す場合には、別に定める選考基準により入園内定者を決定し、一月末日までに保護者に通知します。

入園内定者が入園を辞退した場合の欠員補充は、あらかじめ定められている順番による補欠者により入園を内定し、保護者に通知します。

入園許可通知 教育委員会は二月末日までに、幼稚園入園許可通知書を保護者に送付します。

月十三日(金)まで、町役場大海支所で午前九時三十分から午後三時まで。

秋穂側

五十三年一月十四日(土)から一月二十日(金)まで、町民課窓口で午前九時三十分から午後三時まで。

申請の受け付けは一月二十日締め切りでとりまとめますので、期限までに申請してください。

入所についての注意

①各保育所(園)で定められた定数枠の範囲内で入所者を決定します。

②五・四歳児の申請者が定数を超える申し込みのあるときは、新規申請者について調整または抽選

#### 東幼稚園の概要

場所 赤崎神社境内  
開設 昭和五十一年四月  
学級 五歳児 一学級  
四歳児 一学級

教育年限 二年  
教育日数等 一週の教育日数は六日で、一日の教育時間は四時間が原則です。

納付金(五十二年度による)  
授業料 月額 三千元  
給食費 一食 百四十円  
教材充実費 百円

なお、授業料については、生活保護法に規定する世帯は全額免除され、町民税所得割税額が五千円未満の世帯については、減免等が

の方法により入所者を決定します

ので、希望する保育所(園)には入所出来ない場合があります。

③三歳児については、保育所入所措置基準にもとづいて、保育に欠ける度合の高い順位により大海保育園および秋穂保育園に入所を決定し、黒濁保育所には入所出来ません。

④五・四・三歳児入所者決定後、定員に不足を生じた場合には二歳児を秋穂保育園で保育します。

受け付けについての注意

受け付けの際入所理由などについてお聞きしますので、必ず保護者が印かん持参の上おいでください。

あります。

幼稚園の休業日 幼稚園には、次のとおり休業日があります。

1.日曜日と国民の祝日  
2.学年始め 四月一日から四月七日まで

3.夏季 七月二十一日から八月三十一日まで

4.冬季 十二月二十五日から翌年一月七日まで

5.学年末 三月二十七日から三月三十一日まで

なお、ご不明な点がありましたら、教育委員会事務局(電話二二三番、有線二三四番)へお問い合わせください。

現在保育所(園)入所児で五十三年度も引き続き入所を希望する児童については、入所申請書は各保育所に提出してください。

児童館に入館を希望する児童については、五十三年一月十四日(土)から一月二十日(金)まで町社会福祉協議会で受け付けますので、保護者が印かん持参の上申請してください。

このことでご不明なことは、保育所については町民課(有線二三二)へ、児童館については社会福祉協議会(有線二三八一)へおたずねください。





# 税のはなし

## 年末調整

十二月は、サラリーマンが月々の給料やボーナスから差し引かれた税金と、一年の給与所得に対する税金の差額を精算する年末調整の月です。この年末調整は、サラリーマンにとって確定申告に代わる大切な手続きで、大部分のサラ

リーマンがこの年末調整によってその年の納税が完了します。次に該当する人は、年末調整のとき、所得や税金からの控除などに関係がありますから、年末調整に間に合うように各控除申告書を勤務先に提出してください。

○今年中に扶養親族に異動のあった人で、まだ届けていない人。  
 ○国民健康保険料、生命保険料、損害保険料などを支払っている人。  
 ○昨年か一昨年に住宅取得控除を受けた人（二年めからは年末調整で控除されます）など。  
 また、次のような人は確定申告が必要です。  
 ○災害や盗難にあつて、雑損控

除が受けられる人。  
 ○医療費がたくさんかかつて、医療費控除が受けられる人。  
 ○今年初めて住宅取得控除を受

ける人。  
 ○給与以外の所得が二十万円を超える人や、二か所以上から給与をもらっている人など。

## 主婦のパートと税金

最近、パートで働く主婦のかたを多く見かけるようです。ところが、ある程度の収入があると、夫の所得から配偶者控除が受けられなくなったり、主婦自身に税金がかかったりします。

○配偶者控除が受けられる場合  
 主婦の所得がパート収入による場合は、一年間の所得が二十万円（収入七十万円）以下であれば、配偶者控除を受けることができます。その他は、表のとおりです。

パートと税 収入所得	配偶者控除が 受けられる	配偶者控除が 受けられない
パートの年収 70万円以下	かからない	かからない
70万円～79万円	受けられない	受けられない
79万円以上	かからない	かかる

## 人権の相談は

### 人権擁護委員へ

人間は生まれながらにして人間らしく生きていく権利を、だれもが等しく持つています。この権利を「人権」といい、日本国憲法もこれを保障しています。

しかし、毎日の生活を営んでいくうえで、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようなものかわからないために困ったりすることがあると思います。

このようなときには人権擁護委員の山下茂登氏（中津江）または

## お互いに人権尊重を

人権週間 12月4日～10日

宮原勝恵氏（中条）へご相談ください。相談は無料で、むずかしい手続きもいらず、秘密も守られます。また、山口地方事務局人権擁護課でも相談に応じています。

人権週間12月4日から  
 法務省では、ことしも十二月四日から十日までを「人権週間」に定め、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけています。これを機会に人権尊重の意識をより高め、明るく楽しい社会をつくるよう、お互いに努力しましょう。

## 国民年金の知識 ④

### —保 險 料—

国民年金の保険料には、定額保険料と付加保険料の二種類があります。定額保険料は、被保険者全員が納めなければならない保険料で、加入者の収入に関係なく、だれでも一月二千二百円です。

付加保険料は、もっと高い年金を受けたい人のために設けられたもので、希望者はだれでも納めることができます。付加保険料の月額は四百円で、定額保険料とあわせて納めることになっています。

この保険料は、国民年金の給付をするための財源になるものですから、加入者は保険料を納める義務を負っています。

しかし、経済的事情などにより保険料が納められない人には、保険料の納付を免除する制度があります。免除を受けた場合は、保険料の滞納ではないので年金は受けられますが、免除を受けた期間は年金額がその額になります。

そこで、経済的に余力がなくなったときには、免除を受けた期間について、後から保険料を納めることの出来る追納制度があり、追納は十年前までさかのぼって、免除を受けた当時の保険料の額で納めることが出来ます。

みんなの街です。美しく  
 吸いがらの投げ捨てはやめましょう。

Sinkin Clean



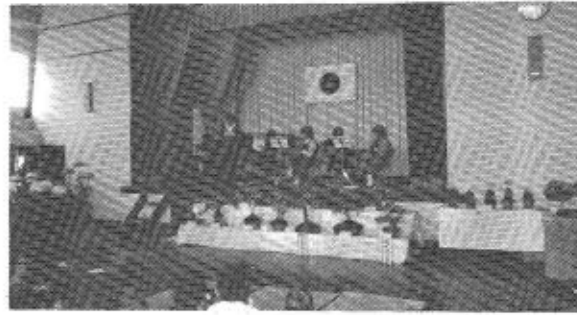
吸わない人への思いやり 大切なエチケットです。

＝秀作ぞろいの作品展＝  
町文化祭 大いににぎわう



押すな、押すなの大盛況のバザー会場。おいしきもばつぐんでした。↑

お母さんたちの創意工夫の手芸品が、いっぱいでした。婦人会の手芸品の発表会場。→



菊の香りが、いっぱいの会場で農校生徒のフォークソングの演奏。清純そのもののすばらしい演奏でした。



12月の学級・教室開催日

◎公民館の休館日 毎週月曜日

曜日	中央公民館	大海分館
1 (木)	文化財審議会, BBS	謡曲
2 (金)	トレ, 社会同和研修会(吉佐管内)	
3 (土)	謡曲	
4 (日)		
5 (月)	休館日	
6 (火)	トレ	詩吟
7 (水)	楽焼, 絵画, 詩吟, 和裁, 剣道	
8 (木)	洋裁	謡曲
9 (金)	トレ, 栄養大学	
10 (土)	謡曲, 園芸	
11 (日)		
12 (月)	休館日	
13 (火)	トレ, 華道, 若妻学級	詩吟
14 (水)	絵画, 詩吟, 和裁, 剣道	
15 (木)	BBS	謡曲
16 (金)	トレ, 家庭教育学級, 若妻学級	
17 (土)	謡曲	
18 (日)		
19 (月)	休館日	
20 (火)	トレ, 若妻学級	詩吟
21 (水)	絵画, 詩吟, 和裁, 剣道, 郷土史講座	謡曲
22 (木)	洋裁	謡曲
23 (金)	トレ	
24 (土)	謡曲	園芸
25 (日)		
26 (月)	休館日	
27 (火)		
28 (水)	公務納め	

目指す町民1人1学級生

11月5日と6日の両日にわたって開催した文化祭は、好天に恵まれ菊の香につつまれた会場は多数の人出で大変にぎわいました。

公民館における、日ごろの学習活動の成果の発表や、婦人会で催された野菜や不用品即売会は、豊富な品ぞろいにたくさんの人だかりになり、ほとんどの品物が飛ぶように売れました。

作品展示物には、これが学級生の



これが、学級生の作品かと、おどろくような作品ばかりでした。絵画書道の発表会場。

心うっとりするような落ち着いた作品に静まるおもいででした。楽焼教室会場。



作品かと驚くばかりの秀作品ぞろいに、参観のかたはびっくりしていたようです。

公民館では、これからも引き続きいろいろな学習活動を計画し、町民一人一学級生を目指してまいります。

今後とも是非ご参加をお願いいたしますとともに、文化祭にご協力くださった団体の皆さん、また町民各位にお礼を申し上げます。

子育てのツボ

◀家庭教育学級あんない▶

とき 12月16日(金) 午後1時30分  
 ところ 中央公民館  
 主題 小遣いの与え方・使い方  
 講師 教育委員会 社会教育主事 二井清夫

# 郷土史 (51)

## 井原氏と開作

寛永二年(一六二五)井原弾正は秋穂浦六〇石を賜り、元禄一四年(一七〇一)にその領分は西側に加増されて今の祇園町まで広げられ、そのため享保一一年には高一二〇石になっている。

宝永三年(一七〇六)には、その海辺干潟に傍示物限開作三五町歩の塩田開作を免されて、築立にかかった。その資金には、石州大森銀山の山年寄・弘中伊兵衛から一五〇貫目の銀を借りることにし、萩の当職佐世主殿に奉書を願った。

その書状には、秋穂浦潮入開作地三五町歩は、先年拝領仰せ付けられたが内証ひつ迫の故に着手できず、石州・弘中伊兵衛、岡崎七右エ門の両名から銀子一五〇貫目借り、その返済には銀下一八年の所務銀をこれにあて、開作地石盛の上は、井原家が物成を請け取るという条件であった。

ところが、一五〇貫目のうちの半額は他から融資を受けることにして、右の両名からは半額七五貫目を月一割五分、翌年より五ヵ年賦で返済することにして、築立に着手した。ところが翌宝永四年の八月二日には台風があり、次の

一〇月四日には大地震があつて、築立中の塩浜は大きな被害を受けてしまった。

この地方では地震の被害は極めてまれであるが、この年の地震は特別大きく、徳地では天地鳴動して土地は割れ、人家は崩れ、昼夜四―五〇回も揺れ、上徳地だけで倒家が二八九軒、死者三人、負傷者一五人、死牛四匹という被害が出ている。

その年の暮に第一回の借銀返済をしなければならなかったが、無論できないので、証書の書き換え

## 秋穂浦の開作

を求めた。そして他から急ぎ資金を借りて開作成就させて、その上で借銀の返済をしたこと、もし不らちのことが起こって返済できないときは、井原家の知行をもつて公儀から元利共に調べさせるので、萩の御蔵元へ申し出られれば、他国の仁ではあり、必ず返させる旨を書き送った。

### 井原家開作没収される

銀主は翌年の九月までは待ったが、他からの資金借り入れもできず開立も進まない状況を見て、この開作に見切りをつけて貸銀の取り立てにかかり、直接交渉ではならぬと明かす、ついに萩当職所(最高役所)へ次のように訴え出した。

この七五貫目の銀は大森銀山御仕入銀の中で、約束通りに利銀を添えて元銀共御返上しなければなら

ない。その上あれから後に、一五貫目の追加用立てもしている。この追加用立ては堅く断つたが、使者にしつこくせがまれてやむなく用立てたので、天領の公銀九〇貫目と月一割五分の利銀を併せて返済することを求めた。

萩では当職・六道玄蕃、当役・志道内宮らも対策を協議検討したが、この開作を成就させるためには更に八―九〇貫目が必要であり、よしそれができても、開作高は七―八〇〇石の物成の所柄で、一四―五貫目にしかならない。よって

それはあとからのこととして、一応公銀をもって片付けられることになった。

## 秋穂浦の開作

右の一件があつたので、井原氏は秋穂浦干潟に開作を作ることができずに久しい年月が過ぎたが、ようやく天保一三年二月二十七日になつて、秋穂浦沖の海辺に六町歩の開作権を差免された。しかし幕末までには着工できず、ついに慶應二年に采地返上となつた。

### 百姓自力開作

そのころ、浦の江ノ川尻に森繁辰蔵らの百姓自力開作が築立され、慶應四年三月に御帖入れになつている。川の南側二反三畝一六歩と北側七畝七歩であつた。

ついでこの江尻悪水溝の南側の海辺に、一反四畝二四歩(川ぞい一六間、海沿い三三間)の屋敷開作を秋穂浦の有富源兵衛、久兵衛、平原平右エ門の三人共同で、銀下一五年明治二年に着工している。



現在の秋穂浦

信用金庫前の橋より南側、旧防長バス車庫、大森材木店付近一帯である。

海岸通藤田開作⑦  
明治三六年四月八日、加茂東浜町地先の海面、二町八反二畝二九歩の埋め立てを申請したのは藤田新太郎。⑧  
翌年四月七日認可、五月二日着

工。そのころ日露戦争始まり、諸物価は高騰、人夫不足で竣工を延期しているうち、四三年に秋穂浦漁業組合から、開作の一部に船留場を造って欲しいとの申し入れがあり、藤田氏は直ちに承諾、一部設計を変更して、竣工は大正二年一〇月一八日に成就した。この日棟上げ式、翌日にかけて大競馬を催し、花火を打ち上げてその成功を祝った。

完成した埋め立て地には、船留場・通称旅順港と入河を設けたので、予定の面積より少なくなつた。

宅地 二町二反四畝一四歩  
道路 六畝二六歩  
その他 一反三畝一二歩

計 二町四反四畝二二歩  
なお隣の高田家開作は五畝、明治二六年七月一〇日着手、同三年九月三日の竣工である。

注①文書館毛利家文庫大記録

②徳地町史。③扶持方 借銀返済完了まで知行を藩府に預け、その間扶持米を受け、身辺を切り詰め小身並の緊縮生活を行う。④半知の御ち走を引く。知行の半分、ち走(献上)を中止する。⑤文書館山内家文書。⑥同小郡宰判本控

⑦秋穂町役場文書。⑧藤田新太郎中道・藤田家のうち、中津江・藤田家を興す。修三氏父、現当主・滋男氏の祖父。

(秋穂町教育委員会嘱託 田中 稜)

今月の公民館郷土史講座  
秋穂浦の由来・12月21日(水)9時

# お知らせ

## 工業統計調査にご協力を

工業の実態を明らかにするため本年も十二月三十一日現在で、すべての製造業を対象とした工業統計調査が行われます。

事業所の方にはご多用のところご迷惑とは思いますが、調査にご協力くださるようお願いいたします。調査事項については、統計の目的以外には絶対に使用できないことになっていきますので、ありのままをご記入いただきますよう、重ねてお願いいたします。



毎月第2木曜日は補聴器の修理日 時間 午後三時 場所 町民課  
相談は無料です。(身障者手帳のないかたは、実費修理となります)

調査員 松富三男  
村本幾子

## 精神衛生「無料相談」

精神障害者を持つ家庭は、毎日  
を言い知れない苦しみの中で過  
して行きます。これら家族の相談に  
応じるため、秘密を固く守って、  
次により無料相談が開かれます。

## 役場執務時間が 変わります

十二月一日から二月末日まで、  
次のように執務時間が変わります。  
平日 九時から四時四十五分ま  
で。土曜日 九時から十二時まで。

日時と場所 十二月九日(金)  
身体障害者福祉センター(山口  
市日赤病院裏) 一月十二日(木)  
防府市公会堂

問い合わせ先 宇部市東岐波四  
〇〇四の二 山口県精神衛生セン  
ター内 山口県精神障害者家族連  
合会事務局 電話字部三三八〇

# 年賀状

年賀状は12月15日  
から受付、20日まで  
には出しましょう

年賀状は十二月十五日から受け  
付けが始まりますが、二十日まで  
にお出しく下さい。年末おしどっ  
て出されると、元日の配達に間に  
合わなくなります。また出される  
ときは、町内、県内、他府県に分

け、束ねてお出しく下さい。

普通はがきを年賀状として出さ  
れるときは、表面に「年賀」と「赤  
書」してください。この表示がな  
いと普通郵便と一緒にたつて、年  
内に配達されることがあります。

## 郵便番号ははっきりと

郵便物は、郵便番号で分けられ  
ます。はつきり書いていただきま  
すと機械を使って能率的に処理さ  
れるばかりでなく、アルバイト職  
員も容易に作業が出来ます。郵便  
番号が書いてなかったり、はつき  
りしないものは遅れますので、必

ずはつきりと記入してください。

## 年内に届ける小包の 差し出しは15日までに

十二月は、大量の小包が差し出  
されます。郵便局ではこの小包を  
スムーズに処理するため、アルバ  
イト職員を採用したり、運送便を  
増やしたりしてこれに備えていま  
す。

しかし、年賀状の受け付けが始  
まるとこれと重なり、年内に配達  
出来ないこともありますので、お  
そくとも、十五日までにお出し  
ください。

## 住民基本台帳登録人口

(11月1日現在)

	人口	前月対比
人口	9,376人	-4
男	4,458人	
女	4,918人	-4
世帯数	2,452	-1

## ご冥福を祈ります

(敬称略)

部落	氏名	年齢	逝去の日
浜内	濱本アサ子	63	10月18日
中津江	浅原フシ	88	同 28日
先青江	山本三朗	83	同 31日
井南	大村正雄	0	11月2日
北条	河村ハナ	80	同 11日

※10月16日～11月15日届出

## 12月の休日診療医院 (吉南医師会)

時間：9時から18時まで

日	内科 I 電話	内科 II 電話	外科 電話
4日	名田島・豊鳴医院 08397-②-0706	佐山・片山医院 083989-3023	小郡・小川整形 08397-②-2887
11日	小郡・河端医院 〃 ②-3820	秋穂・有富医院 2705	阿知須・同仁病院 083605-4006
18日	〃・岡医院 〃 ②-2388	阿知須・同仁病院 083605-4006	小郡・三隅外科 08397-②-1003
25日	〃・池田医院 〃 ②-1002	嘉川・平川医院 083989-2515	秋穂・吉武医院 2330
29日	〃・岩崎医院 〃 ②-0637	秋穂・小野医院 2353	小郡・林病院 08397-②-0411
30日	〃・浜本医院 〃 ②-0616	阿知須・新井医院 083605-2048	阿知須・共立病院 083605-2002
31日	〃・藤田医院 〃 ②-0279	秋穂・三河内医院 2507	小郡・嘉村外科 08397-②-2513